**新型コロナウイルスへの対応に関する基本方針（第２信）**

日本国内において新型コロナウイルスに感染した事例が連日報道されており、熊本でも感染者が確認されているとおり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大している状況が見られることから、本学院は以下のとおり対応します。

**１．基本的な感染症対策の徹底**

日常的な感染予防策として、手洗いや、咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖をつかって、口や鼻をおさえる「咳エチケット」などにしっかりと取り組んでいただくことが重要です。

　また、人混みの多いところは極力避けていただく（特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方）など、感染予防にご注意をいただくようお願いします。

**２．出席（校）停止、臨時休校について**

　　（１）以下、いずれかの症状が出た場合、原則、**出席（校）停止**といたします。

　　　　　※学校保健安全法第19条による出席停止の措置とするもの

　　　　　　①園児生徒学生等に風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合。

　　　　　　②園児生徒学生等に強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合。

　　　　　　③上記以外にあって、園児生徒学生等の症状が軽度であっても、保護者が出席させることに不安を感じた場合。

　　　　　　④教職員(同居者を含む)に風邪の症状や、37.5度以上の熱がある場合。

　　（２）以下、いずれかの場合、原則、**臨時休校**といたします。

　　　　　※学校保健安全法第20条による臨時休校（14日間）の措置とするもの

　　　　　　①園児生徒学生等に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。

　　　　　　②保護者等(同居者に限る)に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。

　　　　　　③教職員(同居者を含む)に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。

**３．学院が主催する諸行事について**

　　（１）全校で大勢が長時間集まるような活動は極力避けるようにいたしますとともに

　　　　　実施の方法等については、各学校で検討し判断します。

**４．保護者の方、来校者へご協力のお願い**

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、以下の点につきまして、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

　（１）校舎・園舎に入る前には、出入口に備付けのアルコール消毒をお願いいたします。

　（２）出来る限り、マスク着用をお願いいたします。

　（３）熱がある方や咳が出ている等、体調が優れない場合（お子さまも含めて）は、

　　　　日程を改めてご来校いただけますと幸いです。

　（４）教職員がマスクをしている場合もございますので、予めご了承下さい。

　（５）上記２．により、出席停止措置とした場合は、熊本市保健所「帰国者・接触者

　　　　相談センター」（※以下５．参照）への相談をお願いいたします。

**５．【24時間】熊本市新型コロナウイルス感染症の相談電話**

　（１）専用電話番号：☎096-372-0705、☎ 096-364-3222

　（２）開設日：令和2年1月30日（木）～

　（３）開設時間：（平日）午前00時00分～午後24時00分 (24時間対応）

　　　　　　　　　（土日祝）：午前00時00分～午後24時00分 (24時間対応）

　（４）対応内容

　　　　　①新型コロナウイルス感染症に関する相談

　　　　　②新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関（帰国者・接触者

　　　　　　相談外来）の受診調整

　（５）その他　　熊本市感染症対策課（096-364-3189）でもご相談いただけます。

**６．関連リンク**

◆熊本市教育委員会

<https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=27151&class_set_id=3&class_id=515>

◆熊本市感染症対策課

<https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=5&class_set_id=3&class_id=575>

◆厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09755.html>

◆内閣官房「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

<https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html>

◆国立感染症研究所ＨＰ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9324-2019-ncov.html>

◆文部科学省ＨＰ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

<https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html>

◆外務省海外安全ＨＰ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

◆在中国日本大使館ＨＰ

<https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html>

**参考：学校保健安全法**

第19 条（出席停止）

校長は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第20 条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

本件に関する連絡先　九州ルーテル学院

　法人事務局（☏096-343-3111）

学校法人九州ルーテル学院

理事長　福田　邦子

2020（令和2）年2月26日